

認定こども園『教育・保育給付認定申請』のお知らせ

<子ども・子育て支援新制度>

1 『教育・保育給付認定申請』とは

幼稚園や保育所、認定こども園などの利用を希望する方は下記の区分による「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

認定には、下記の3つの区分があります。

◆1号認定：教育標準時間認定・3～5歳児

お子さんが3歳以上で、幼稚園や認定こども園などで教育を希望される場合

- 主な利用施設（給付対象施設）：幼稚園、認定こども園

◆2号認定：保育標準時間認定・3～5歳児

お子さんが3歳～5歳で、「保育を必要とする事由」【別表1参照】に該当し、保育所や認定こども園などで保育を希望される場合

- 主な利用施設（給付対象施設）：保育所、認定こども園

◆3号認定：保育標準時間認定・0～2歳児

お子さんが0歳～2歳で、「保育を必要とする事由」【別表1参照】に該当し、保育所や認定こども園などで保育を希望される場合

- 主な利用施設（給付対象施設）：保育所、認定こども園

2 『教育・保育給付認定申請』の対象者

新温泉町に住民登録をしており、幼稚園や保育所、認定こども園などの給付対象施設の利用を新規で希望する児童の全員が対象です。

3 申請について

○継続希望の方（現在入園されている方）

11月上旬に町内の認定こども園から配布する「支給認定現況届」の内容を確認いただき、修正箇所があれば修正、必要事項を記入の上、**認定に必要な添付書類【別表2参照】**を添えて認定こども園に提出してください。

（※1号から2号、2号から1号等の変更を希望される方は、現況届裏面の「③支給認定の現況確認」の「有」にチェックを入れ、変更内容を記入してください。）

○新規入所希望の方

11月上旬に町内の認定こども園又は役場で配布する「教育・保育給付認定申請書兼入園申込書」に必要な事項を記入の上、**認定に必要な添付書類【別表2参照】**を添えて希望する認定こども園（明星認定こども園を希望する場合は、役場こども教育課）に提出してください。

※マイナンバー確認のため、別添の書類を提示してください。

4 支給認定の有効期間について

1号認定のお子さんは「小学校に入学するまでの期間」、2号認定のお子さんは「小学校に入

学するまでの期間」か「保育が必要な期間」のいずれか短い期間、3号認定のお子さんは「満3歳の誕生日の前日までの期間」か「保育が必要な期間」のいずれか短い期間となりますが、「保育が必要な期間」に該当する事由及び期間については、【別表3】のとおりですので確認をお願いします。

5 審査結果について

申請に基づき、町で保育の必要性を判定し、審査結果（「支給認定通知書」「入所承諾書」）をお知らせしますが、認定事務が集中するため審査結果は2月にお知らせします。また、保育料の決定（「保育料決定通知書」）は3月下旬以降にお知らせします。

6 受付期間と場所

○受付期間 令和6年11月8日（金）～令和6年11月29日（金）まで

○受付場所 入園を希望する「町内の認定こども園」

町立 ゆめっこ認定こども園 ☎92 - 1095

浜坂認定こども園 ☎82 - 1360

大庭認定こども園 ☎82 - 1239

私立 明星認定こども園 ☎82 - 4831

※明星認定こども園を新規で希望する場合は、別添のマイナンバー確認書類を持参の上、役場こども教育課へ提出してください。

7 保育料について

新制度の施行に伴い、幼稚園や保育所、認定こども園などを利用する場合、町が利用者の費用の一部を給付費として負担し、保護者が負担する保育料は、所得に応じた額になりました。詳細は別添の利用者負担額表を参照ください。

※3歳から5歳児までの認定こども園、保育所などを利用する全ての子どもたちの保育料と給食費が無料となりました。

※0歳から2歳児までの子どもは住民税非課税世帯が無料の対象になります。

保育料の納入方法は、口座振替です。

振替日は毎月月末（12月のみ25日）です。ただし、この日が休日の場合は翌営業日です。

なお、保育料を算定するため、世帯の課税状況が確認できる書類が必要ですが、令和6年1月1日現在、新温泉町に住民登録していた方は提出の必要はありません。

令和6年1月1日現在、新温泉町以外に住民登録をしていた方で新規入園を申し込みの方は、【別表4】の書類の提出が必要となりますので確認の上、提出をお願いします。

8 保育料の切り替え時期

保育料の切り替え時期は、新制度では直近の所得の状況を確実に反映させる観点から、年度途中で切り替えることになりました。時期は町民税の賦課決定時期を考慮して、9月切り替え

となり、9月に決定した保育料の階層は次の年の8月までその階層となります。

9 入所承諾の取消し

虚偽の申請、その他不正な手段を用いて入所した場合、及び正当な理由なく保育料を支払わない場合は、入所承諾を取り消します。

10 提出書類（原則児童1人につき各1部ご提出ください。）

（1）「教育・保育給付認定申請書兼入園申込書」（新規入園希望の方）

※マイナンバー書類の提示をお願いします。

・「支給認定現況届」（継続利用希望の方）

（2）世帯の課税状況が確認できる書類

・令和6年1月1日現在、新温泉町に住民登録をしていた方は必要ありません。

・令和6年1月1日現在、新温泉町以外に住民登録をしていた方で新規入園を申し込みの方は、【別表4】の書類の提出をお願いします。

（3）家族の就労状況等が確認できる書類（教育（1号認定）を希望する場合は必要なし）

・証明が必要になる方は、児童の両親と60歳未満の同居の祖父母等同居している扶養義務者全員です。

・就労状況等申立書（別添）（自営業・農業の方のみ民生委員児童委員の証明が必要）

・就労証明書（別添）

・その他【別表2】の認定に必要な書類

（4）保育料口座振替依頼書

・0～2歳児クラスに新規入園申し込みの方は提出ください。

※令和6年度に入園中であって継続利用希望の方は必要ありません。

・振替可能な金融機関

但馬銀行、みなと銀行、但馬信用金庫、鳥取信用金庫、たじま農業協同組合、なぎさ信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行

11 その他

・入園後、正当な理由なく保育料を支払わない場合は、地方自治法による滞納処分により財産の差押えを行うとともに、退園していただくことがあります。

12 問い合わせ先

新温泉町教育委員会 こども教育課（TEL 82-5627）

【別表1】

◆保育を必要とする事由

①	1月当たりの就労時間の常態が48時間以上
②	妊娠、出産
③	保護者の疾病、障害
④	同居又は長期入院している親族などの介護・看護
⑤	災害復旧
⑥	求職活動（起業準備を含む。）
⑦	就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む。）
⑧	虐待やDVのおそれがある場合
⑨	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合
⑩	その他町が認める場合

※上記で「求職活動」「育児休業」の事由に該当する方は、**保育短時間認定**（1日あたりの保育時間8時間まで）、その他の事由の場合は、**保育標準時間認定**（1日あたりの保育時間11時間まで）となります。「求職活動」「育児休業」の事由に該当する方で**保育標準時間認定を希望される方は申請書の「希望する利用時間」欄にその時間を記入してください。**

【別表2】

◆認定に必要な書類一覧

事由番号	保育を必要とする事由	必要書類（例）
①～⑩	（全てに共通）	・就労状況等申告書（別添指定様式） （ホームページ等からダウンロード可能）
①	1月当たりの就労時間の常態が48時間以上	・就労証明書（別添指定様式） （事業所（事業者）が作成したもの、ホームページ等からダウンロード可能）
②	妊娠、出産	・母子健康手帳の写 （表紙と分娩予定日記載ページ）
③	保護者の疾病、障害	・診断書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳等 （疾病、障害の程度が確認できる書類の写）
④	同居又は長期入院している親族などの介護・看護	・被介護者、看護者の診断書等 （介護、看護の状況が確認できる書類の写）
⑤	災害復旧	・申立書・り災証明書等
⑥	求職活動（起業準備を含む。）	・求職活動申立書（別添指定様式） ・求職活動を証明する書類の写し
⑦	就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む。）	・在学証明書・学生証等 （在学が確認できる書類の写）

⑧	虐待やDVのおそれがある場合	・配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等
⑨	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合	・就労証明書（別添指定様式） （ホームページ等からダウンロード可能）
⑩	その他、上記①～⑨に類する状態として町が認める場合	・町が必要と認める書類

※上記の書類などで事由が確認できる書類

【別表3】

◆保育が必要な期間

事由番号	保育を必要とする事由	保育が必要な期間
②	妊娠、出産	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
⑥	求職活動（起業準備を含む。）	効力発生日から90日を限度として定める期間
⑦	就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む。）	卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで
⑨	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合	育児休業対象の子どもの出産1年後の月末までを最長として事情を勘案して定める期間
⑩	その他町が認める場合	保育が必要な事由並びに子ども及び保護者の状況を勘案して定める期間

【別表4】

◆令和6年1月1日現在、新温泉町以外に住民登録をしていた方

○市町村民税・県民税の税額を確認できる書類（1～4のいずれかを提出）

番号	世帯類型	必要書類	備考
1	市町村民税が給与から引かれている方（会社員等）	令和6年度 市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書	写し
2	市町村民税を納税通知書で直接収めている方	令和6年度 市町村民税・県民税納税通知書	1枚目の写し
3	上記の書類が用意できない方	令和6年度 市町村民税・県民税課税（非課税）証明書	令和6年1月1日時点の住民登録をしていた市町村に請求
4	生活保護を受けていた世帯	被保護証明書	